

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 23 年 2 月 15 日（火曜日）

午後 2 時 49 分開会、午後 3 時 34 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、

工藤大輔委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、熊谷担当書記、小友併任書記、漆原併任書記、伊藤併任書記

6 説明のため出席した者

小田島農林水産部長、橋本副部長兼農林水産企画室長、

徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、

佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、寺島技術参事兼水産振興課総括課長、

小岩農林水産企画室企画課長、長岡団体指導課総括課長、

小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、

千田農業振興課担い手対策課長、工藤農業普及技術課総括課長、

沼崎農村計画課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、

小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、

堀江林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、

佐賀森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

議案第1号 平成22年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算第5号中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出各款及び第2条債務負担行為の補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 議案の説明に入ります前に、先般の気象災害—平成22年12月22日から平成23年1月2日にかけての暴風、波浪、大雪等によります直近の被害

状況について、お手元に配付しております資料により簡潔に御説明申し上げます。

資料の5ページをお開き願います。5ページ、最後のページでございます。2月10日午後1時現在の被害状況であります。農業関係では農畜産物やパイプハウス等の農業施設等で、被害額は13億9,200万円余、林業関係ではシイタケ栽培施設等の林産施設や林産物等で、被害額は6億9,200万円余、水産、漁港関係では定置網等の漁具やホタテ等養殖施設、県管理の漁港施設等で、被害額は68億7,800万円余、これら合わせて全体の被害額は89億6,300万円余となっているところであります。

なお、調査率につきましては、平成22年12月22日から23日の被害に係るもの及び同年12月24日から26日の被害に係るものにつきましては100%、同年12月30日から本年1月2日の被害に係るものにつきましては、農業関係が93%、林業関係が81%、水産、漁港関係が98%となっており、今後、被害額が大きく拡大する可能性は低いものと考えております。

それでは、農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

まず、議案その1の冊子でございます。1ページをお開き願います。議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算第5号であります。3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額1億8,276万8,000円と、11款災害復旧費の補正予算額560万5,000円を合わせた、総額1億8,837万3,000円を補正しようとするものであります。これは、先般の気象災害により被害を受けた農林漁業施設等の復旧、復興に取り組むため、緊急に必要となる経費について増額しようとするものであります。この補正額と、今年度の既往予算での対応分1億3,368万4,000円とを合わせた災害対応所要額は、3億2,205万7,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の6ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費のいわて希望農業担い手応援事業費補助は、9,235万3,000円の増額であります。これは、被災した地域の農業の復興を図るため、新たな産地づくりに必要なパイプハウス、牛舎、堆肥舎などの施設等の整備に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

次に、7ページに参りまして、5項水産業費、3目水産業振興費は9,041万5,000円の増額で、説明欄一つ目の地域営漁計画推進特別対策事業費補助は4,041万5,000円の増額であります。これは、被災した地域の養殖業の復興を図るため、耐波性能が高い養殖施設の

うち、国の交付金の対象とならない施設の整備に要する経費や、被災した養殖資材、水産物等の撤去、処分費及び養殖の再開に必要な種苗の購入に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

次に、説明欄二つ目の定置網復旧緊急支援資金貸付金は5,000万円の増額であります。これは、定置網に被害を受けた漁業者等に対し、経営の早期安定化を図るため、定置網復旧緊急支援資金貸付金を創設し、所要資金を貸し付けるための原資の一部を岩手県信用漁業協同組合連合会に預託しようとするものであります。なお、協調倍率は4倍で、全体の融資枠20億円のうち、平成22年度分として2億円を見込んでいます。

次に、8ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、5目漁港災害復旧費の県単独漁港災害復旧事業費は、560万5,000円の増額であります。これは、被災した県管理漁港施設の災害復旧費等に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

議案その1の冊子にお戻りいただきまして、4ページをお開き願ひます。第2表債務負担行為補正の追加の表であります。一つ目の岩手県漁業信用基金協会が行う定置網復旧緊急支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償は、融資機関と岩手県漁業信用基金協会とが締結する信用保証契約に対し、損失補償を行おうとするものであります。

二つ目の定置網復旧緊急支援資金の融通に伴う利子補給は、定置網復旧緊急支援資金の償還において、漁業者等の負担の軽減を図るため、利子補給を行おうとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは、数点質問させていただきます。

まず最初に年末年始からの被害、またそれに向けた調査、復旧に対する事業の作成など、今日まで素早い対応をとってこられた県関係者並びに関係団体の皆様方には、特にも感謝を申し上げます。

また、今回の被害は平成 18 年度と、直近の災害と同様のフレームまたスキームの中で、同様の形で、その対策を講じたのだなということが全体を見てうかがえるわけなのですが、例えば、まだ調査の内容がすべて確定はしていませんが、調査が大体確定する見込みと、現在において大体の被害総額、どのぐらいまで膨れ上がると推測されているのかどうか、わかればお示し願いたいと思います。

○小岩企画課長 ただいまの工藤大輔委員の御質問ですけれども、まず、いつごろまでに確定するのかということでございますけれども、農業、林業、水産業で言いますと、まず林業につきましては、まだ山の奥に入れないということで、現在 81%程度の調査率になっておりますけれども、これにつきましては3月末までに確定したいということで考えてございます。次に水産業でありますけれども、既に先ほど御説明しましたとおり9割以上になっておりまして、これ以上これからふえるということはないのではないかと考えておりまして、今、水の中にあります水産物等の被害の確定がまだなっていないところですので、これらを見ながら確定していきたいと考えております。額につきましても、現在の額からこれから大幅に増額するようなことはないと思っております。いずれ、この額ぐらいで確定するのではないかと考えております。以上です。

○工藤大輔委員 はい、わかりました。それで、水産関係についてお伺いしたいと思います。今回、定置網の被害が非常に大きかったという状況ですけれども、今回の支援策を講じるに当たって、まさにこれも前回同様の支援策だったわけですが、直近で何年以内に同様の被害が発生していたのか、またあわせて、重なって今回も被害を受けたというところについて、例えば支援策をこのように前回以上に持っていくべきではないかとか、そのような考えもあってしかるべきかなという思いを持っていますが、検討状況から今日まで至る経緯について説明をいただきたいと思っておりますし、漁協の合併等もなかなか進まない中であって、おそらく今後、あわせてそういった支援策等も含めて複合的に検討していくべき課題なのかもしれないけれども、漁協経営、これはまさに今厳しい状況が続いており、クラゲが来なかったら今度は災害が来てしまったというような状況で、毎年何らかの被害をこうむりながら生産者は生産を続けているという状況ですよね。安定経営に向けた今後の対策等もあわせてお伺いします。

○長岡団体指導課総括課長 ただいま工藤大輔委員の御指摘どおり、前回、平成 18 年に続きまして災害に遭ったという漁協が幾つかあるわけでございまして、ちょうど前回の際に定置網の資金を借りた、その償還が始まったばかりというところも幾つかございます。したがって、重ねて被害に遭ったということで、今回の支援をどのようにするかということについては内部でいろいろ検討したわけでありまして、とりあえずは定置網の復旧を急ぐ必要があるということで、前回の支援と同等の内容で緊急の支援を行おうというこ

とで、このような貸付金でありますとか利子補給、そのような内容を掲げたところでございます。

なお、漁協の経営については非常に懸念される部分もあるわけでございますので、それにつきましては、県が中心になりまして関係の団体等で重点的な支援チームを結成いたしまして、既に、この重点支援を要する漁協に複数回、足を運びまして、重点的な支援策の検討を進めているところでございます。

○工藤大輔委員 緊急対策とすれば、やはりこのようなメニューになってくると思いますが、あわせて漁協のほうでも、減資をしながら、組合員の方々に痛みを伴いながら、経営の改善を今進めているという最中ですので、それらについて、特にも努力をしているような漁協に対しては、また来年災害がないとは限らない、どのような被害があるかわからないというような状況も考えられますので、今後の検討課題としていただいても結構ですが、支援策というものを十分講じていただきたいと思います。

また、先ほど言いましたとおり、本来であればさらに経営状況を強くするためには、県漁連も進めようとしている合併というのにも必要なのかもしれませんが、先ほども申し上げましたけれども、どのような形で自主的に合併が進むのかどうか、どのような支援であれば、それら体制がとれるのかどうか、県漁連また各漁協とも一体となって、そういった対策をもう一步、さらに一步、推し進めていただきたいと思います。

また、新しく販売、流通に対する支援というのも今回の対策の中に盛り込まれており、こちらについても非常に感謝をしたいと思います。先般、2月16日には、県とイオンのほうで包括協定を締結するというような報道もあったり、また順次、販売支援等を行っていただけのような状況にあると思いますが、これで終わりということではなくて、さらに1社でも多く流通面においても支援をいただくように、よろしくお願ひしたいと思いますし、先ほど流通支援に対する説明等はなかったわけですが、今後のことも含めて何か計画しているものもあれば、お示し願ひしたいと思います。

○菊池流通課総括課長 今回の特殊な事情の一つとして、被災して手元に水産物がないという状況下にあつて、今何ができるかというところから検討をスタートしたところであります。今、委員からのお話のありました大手量販店—イオンですけれども、こちらのほうと県が包括提携協定を締結するという機会も、たまたまありまして、県北の沿岸地区で春の時期にとれる海藻を中心にフェアを組んでみてはどうかということから、2月19日土曜日、20日日曜日の両日、このフェアを開催するところに至っております。そのほか単発のフェアとしましては、過日になりますが、2月9日に盛岡の雪あかりのイベントの際に、県産の

水産物—加工品が中心になってしまいますが、こういうフェアを開催したこと、それから来る3月5日には、岩手県に誘致している企業の応援をいただきまして、愛知県に出向いてその企業の方々を対象に水産物、加工品の販売のフェアを行うこと、それを県が応援するということを考えております。

それと、このような各種のフェア開催の一方で、本県の水産物の流通の中枢を担っております岩手県魚市場協会というものがございます。これは、卸4社で構成しているところでございますが、この卸4社を訪問しまして、単発のフェアというものではなくて、いわゆる県内水産品の取り扱いを、仕入れを拡大してスーパーにその販売を提案していくような動きを協力要請しましたところ、趣旨に賛同いただきまして、これからの時期、積極的な仕入れに合わせて県内のスーパーに、それらの県産品の集中販売を提案していきたいという方針を表明していただいているところであります。流通の単発のフェアに限らず、いわば面的に県内で展開していくためにも、この魚市場協会の方々の協力が大変心強いと思っております、これからもいろいろ相談しながら、やれるところを幅広く展開していきたいと考えております。

○熊谷泉委員 私のほうからも何点か質問させていただきます。まず定置網についてですが、我々も現場に行って調査した際は、漁協の方も含めて定置網への県の補助をお願いするという要望があったわけですし、また多分、知事への直接の要望についてもそういう項目があったと思いますが、今回は融資ということではありますが、なぜ補助ができなかったのか、まずそれをお伺いいたします。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 定置網、漁協のほうでは漁協自営として今、操業しているわけでありまして、これはあくまでも漁協の経営のためということで、個人施設に該当しているということで、これまでも国の交付金あるいは県単事業の中でも、補助の対象とはしていないということが一つございます。

○熊谷泉委員 確認しますが、今回の定置網の何カ統か、すべて個人の経営というふうにとらえてよろしいですか。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 漁協自営のほかに、水産業協同組合法の中の漁業生産組合が営んでいるもの、株式会社、そういう会社経営のものもあり、それから漁業者が組んでやっているものもございますけれども、形態としては、やはりそれぞれの一つの定置網を営むことによって収益を得ようということによってやっておりますので、そういう範疇でとらえております。

○熊谷泉委員 その件につきましては、やはり今の説明を、漁家の方々にはっきりお伝えするべきだと思います。こういうことは、今後の経営体について、ある意味、気象災害が頻繁に発生するということがありますので、今の仕組みのもとで、漁家の方々に理解できるように説明をする必要があると思います。

次に、先ほどの融資制度であります、返済の据置期間というのはどのくらいなのかをお知らせ願いたいと思います。

○長岡団体指導課総括課長 据置期間は3年となっております。

○熊谷泉委員 据置期間3年ということで、平成18年度の被害がここに来て返済が始まったということですが、多分今回、二重に被災した定置もあると思いますが、その確認と、今回の場合、さらに3年という据置期間では、定置網の返済が2倍に膨らむわけですので、もう少し今回についてだけ特例として、もうプラス3年とか、前回の返済が終わった後に今回の返済が始まるような配慮が必要だと思いますが、答弁をお願いします。

○長岡団体指導課総括課長 貸付期間を10年に設定しておりまして、まずその前提があるものですから、据置期間はその10年の中に含まれるということになりますので、例えば据え置きを5年にしますと、残り5年間で償還しなければならないと。そうしますと、1年当たりの返済の負担額が大きくなってしまうということで、据え置き3年でいいのかどうか、私どもも非常に悩んだところではありますけれども、先々のことを考えた場合に、据置期間を長くするのは必ずしも適当ではないということから、前回同様の据え置き3年といたしたものでございます。

なお、償還の能力についての不安と申しますか、当然それは、私どもも、実際融資に当たります信用漁業協同組合連合会も危惧している部分もございますので、融資額でありますとか事業の計画につきましては十分吟味をした上で、貸し付け実行をしていただくということにいたしております。

○熊谷泉委員 10年ということで、制度上そういうふうになっていると思いますが、今後再建について、先はどうなるかわかりませんが、非常に返済に困難を来した場合は、さらなる支援が必要かと思えます。それはお願いしておきます。

それから、ホタテの養殖施設ですが、野田村の場合は、多分アンカーの部分だと思いますが、1基だけ壊れた場合は県の補助対象にならないと伺っておりますが、その確認をいたします。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 養殖施設、これら補助の対象でやっておりますのは、国の交付金事業でもそうですし県単事業でも、すべて共同利用施設ということで対象として実施しておりますので、1人1個人の場合ではなりません。

○熊谷泉委員 現場では何か、いずれ二つで支えなければできないわけですが、野田村の場合は、一方だけ壊れて一方が残っている場合は県の補助対象にならなくて、野田村は2分の1の補助をして対応されているようですが、これが1基でも県の補助対象になれば、やはり3分の1の補助で済みますので、その辺の対応がどうして……。全損という意味ですか、そこを確認しておきます。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 こういう養殖施設の整備につきましては、我々、原形復旧ではなくて、より災害に強い施設の整備を共同でやるという場合に補助の対象としておりますので、原形—今のお話ですと、アンカー部分の1個だけ原形に直したいということであれば、我々のこれまでの考え方、今もそうですけれども、その考え方の範疇外になるのだと思っております。

○熊谷泉委員 現実的に、これはどうなのでしょう。1個残って、それを全部—1個を配備して補助をもらいながら、次に新しいものにそっくりつくりかえるということのほうが、漁家にとってどちらが、昆布等のあれなんか、今度つくりかえることによってさらに耐久性のあるものができるのか、その辺を確認して終わりたいと思います。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 今申し上げましたように、やはりより強い施設、しかも個人ではなくて漁場の中で共同利用している—例えば10人以上の方々が、今の施設のままではもたないと、次の同じような災害が来たときにきちっと耐え得るものをやはり整備したいのだと、そういう漁協、漁業者の意思を確認しながら事業採択をやっておりますので、そこら辺は漁業者にも組合を通じて、きちっと話ししながら進めていきたいと思いません。

○平沼健委員 今回の2月補正、そしてまた3月当初からの補正ということで、低気圧災害に対する支援の立ち上げが本当に早いということで、私からも感謝をしたいと思っております。ただ、この今回の補正1億8,800万円、そして今度は平成23年度の第1号の補正は14億円弱なわけですね。そうしますと、先ほどの話を聞いていますと、大体もう、被害額がこれ以上ふえそうにないというお話でした。聞いていて私は、林業が本当にそれでいいのかと思ったのですけれども、それはそれとして。この被害額がほぼ確定している中にあって、本来は、できればこういう3月の補正、早目に額を大きくつけられなかったものなのか

と思っているのです。それは何か予算的な無理があつて、こういう1億8,800万円ということがぎりぎりだったということなのか、あるいは受け手側のほうがやはり準備がまだなされていないとか、あるいはいろいろな試算が間に合わないとか、いろいろなことなのでしょう。私は、できればこれが逆転して、平成22年度に何ぼでも多くの額を出して、早く支援して再生に入れればよいなと思って今こういう質問をしているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 災害関係の補正が、2月補正と当初予算の補正という形になったわけですが、この間、被害状況の把握に懸命に努めたわけですけれども、議会等のスケジュール、それから提案、制度設計、そのようなことを勘案し、さらには漁業者の一日も早い復旧、復興の手当てを講ずる必要がある部分、そういう部分をまず手当てしなければならぬというようなことで、被害状況とか市町村等の要望にまず緊急的にこたえる予算として提案し、その後さらにまた、きょうは2月10日現在で被害状況を報告しているわけですが、この間にも予算設計等をするには、調査で日々刻々、数字も変動してきている中であつては、やむを得ず2段階の一通常の2月補正とはまず切り離した形で提案をさせていただき、さらには、当初予算は既に先行しておりましたので、その補正という形で、その後手当てが必要となる部分についてしっかりと手当てしていきたいということで、このような提案になったものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○平沼健委員 いや私、別に批判しているのではなく、こういう額、本当にこれありがたいと思っているのです。ただ、もっともっと早目の手当てをしたいというような声があつただけけれども、何かこっちのほうの事情というかそういうことがあつて、額的な、財源的なものがあつて、このぐらいでとりあえずは今期の補正としてはおさめたというものなのかどうなのかと思つて、それを伺つたわけなのでけれども、その辺いかがですか。

○小田島農林水産部長 今、委員御指摘のような考え方に立った場合に、漁業者の方の要望にこたえる、そういう予算は今回の予算の中で織り込んでおります、基本的にですね。(平沼健委員「織り込んでいる」と呼ぶ) ええ、織り込んでおります。金額的に1億8,800万円というものと、14億円弱が来年度に送られている大きな要素は漁港関係の施設整備費、これが9億円ぐらい来年度に送られています。これは、災害が平成23年災という扱いになりまして、平成22年度の補正で例えば調査をやつて実際に本体工事にかかるのが平成23年度と、そういう予算が平成23年度の補正のところに計上されております。それから、定置網の貸し付けの関係につきましても、緊急を要する方のものについては今年度の2月補正として組んであるわけですが、實際上いろいろ、例えばワカメの定置の時期に間に合わせるだとかというふうなことを考えると、そこまでは急がないと、じっくり設計をしてやりたいというような、いろいろな話があるものについては来年度ということで、そっちのほうの金

額が大きく膨らんでいるということで、予算的には緊急的な対応については、この予算の中でほぼ充足しているだろうと考えております。

あとは、先ほど申し上げましたとおり、制度設計において、今までの例えば融資制度ですとか、あるいは共通的な、いわゆる漁協の養殖施設の共同利用型のものについて貸与にするだとかそういうものについては、いずれ緊急的に手当てをする必要性があって、それを今回前倒しの中でその制度を使ってきたということでありまして、今後いろいろなチームの支援ですとか、先ほど申し上げましたようなものを組み合わせながら、支障のないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○平沼健委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、先ほどもそうだし議場でも話がありましたが、定置についての補助というか、それがなかなか難しいというような話をお聞きしました。定置がやっぱり沿岸の生命線というか、しょっちゅう津波とかいろいろなことで被害を受けているのも事実なのですね。それで、共済の加入率が非常に低いということで、先ほど本会議場で部長のほうから何か3割とか8割という話がありました。それちょっともう一回お尋ねしたかったのですが、補助ができないということなのですけれども、こういう共済加入への一部の補助というかそういうことも、やはり同じように個人のものだということになっていくのでしょうか。できれば全加入ということを図ったほうが、やはり当然いいわけですが、ただ掛金がべらぼうに高いようですね。1カ統600万円とか何ぼとかという話も聞きましたし、その辺の共済加入ということを前提にした補助というものが可能なかどうなのかというのを、一つお尋ねしたいと思います。

それから続けて、被害額で林業、山林のほうの被害が、これでもう本当に終わりなのかどうなのか、その辺あわせて伺います。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 先ほど部長が議場で答弁された8割以上とか3割とか、そのことについてお答えいたします。

定置網—垣網から身網、箱網、落とし網と、いろいろあるわけですが、全体の施設を見る場合と、あとは垣網、導入網だけだったり箱網だったりとか、そういう部分で見るとの大きな違いがまずあります。全体で見ると、全部の網の3割以上被害があったときに掛金—これが600万円から800万円ぐらい、定置網の規模によって違うわけですが、それぐらい高くなります。そして、この網が、いわゆる全損—実際は8割以上、もっと大きいのかもしませんけれども、全損の場合は、もう少し金額は安くなってくるのですけ

れども、今までそういう場合は余りないわけで、なかなかそれに入っていない。今までは3割以上のものが事故としては確率が高いので勧めていたのですけれども、掛金が高いということで入らないことと、その被害があっても最大6,000万円しか出ないという、そういう縛りがありました。今までそちらに主眼がいて、掛金が高い高かったわけですが、今もう一つの加入の仕方は、導入の垣網部分あるいは箱網とか落とし網とか、そういう部分部分の被害が8割—全部で一つの定置の共済なのですけれども、部分部分、垣網だけ8割以上の全損になった場合は補助が出ます、箱網についても8割合わせて出ますと。それらは6,000万円という制限がありはしても、そういうパーツ、パーツの場合だと、掛金が200万円から300万円ぐらいとかなり安い制度もあります。しかしそれは、今まで皆様なかなか入ってなくて、現在4カ統一全部で百二十何ぼある中で4カ統しか入っていない。ただ、この間津波があって、津波に限定した共済というのがあるのですけれども、これに約半分ぐらい入っている。2けたぐらい金額が安くなるような非常に安い掛金なので、前回の津波の経験を踏まえて半分ぐらい入っています。けれども、やはり津波限定で、今回みたいなきは対象にならないものですから、私たちは今、掛金が安い二、三百万円のもの加入を勧めたいということで、共済組合とお話ししているところです。

もっと言えば、これからの漁業所得補償の関係で、この漁業共済をベースにした所得補償対策なものですから、それに加入しますと今までの共済の掛金が半分で済むような形になってきます。そうすると、800万円だとすれば400万円あるいは500万円ぐらいに入れて、300万円、400万円かからないわけですね。今話をしているのは、生産物のほうの話なのですが、大分掛金が安くなるので、その浮いた分を施設共済のほうに300万円、400万円回せば、さっき言った部分全損の掛金に充当できるだろうということがありますので、この所得補償対策とあわせて今、共済加入促進を図っていけないかと思っております。ちょっとややこしい話で済みませんが。

○小田島農林水産部長 いずれ、大きくパターンが三つぐらいあるということをお理解いただきたいと思います。今まで高い、高いと言われていたのが大体600万円とか800万円とかそのぐらいの金額、それがすべてだというふうに誤解されている漁業者の方がいるようだという事なのですが、入り方によっては二百数十万円ぐらいから入れるようなパターンがあると。ただそれは、当然のことながら補償される、あるいは壊れる率だとかそういうものが、若干ハードルが高いというところもあるわけですが、津波なり、いろいろな被害がどれぐらいあるかによって、加入の形態をいろいろ検討していただける余地があるだろうということで、そういうことについて周知をきちっと図っていきたいということで、加入促進をまずは図ってまいりたい。いわゆる加入促進のための補助を出すということについては、先ほど議場で申し上げました。これについては国庫がもう既に入っております。この掛金のところの一部補助がですね。ですから、それにあえて県が上乗せをする形ではなく、い

わゆる導入促進を、いろいろな形で一周知だとか説明だとか、そういうものの中でやっていきたいというのが、今のところの考え方です。

○藤川森林整備課総括課長 森林被害についてのお尋ねでございましたけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、民有林の被害の調査状況は現在のところ 81%となっております。3月末をめどに、大体被害を確定したいと考えております。現在のところの対策についてなのですが、激甚災害ということがございますけれども、激甚災害の対象となるのは、被害金額が県レベルで約 40 億円以上ということになっています。現在 3 億 1,900 万円ですので、100%になってもなかなかそこまではいかないと。あと、全国レベルの適用ということもあるのですが、山陰-日本海側を中心に大雪が降ったのですが、それを合わせても岩手県がやはり今のところトップクラスだという、全国規模のほうも対象にならないということで、激甚災害の対象になったとしても森林所有者の持ち出し分もあると、さらに、それほどいい補助ではないというふうなこともございます。既存の事業の中で一部、全額森林所有者の負担なしでできる事業が現在ありますので、そちらのほうを極力使いながら、復旧に努めてもらいたいと考えております。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦勞さまでした。